

	氏名	所属	〒	所在地	電話番号	部門	委嘱年月日	任期	肩書き
1	三枝 奈芳紀	三枝病院	293-0012	富津市青木1641	0439-87-0650	在宅医療・介護連携	R2.4.1	R4.3.31	君津木更津医師会
2	竹内 修	竹内医院	293-0001	富津市大堀2-14-15	0439-87-0012	在宅医療・介護連携	R2.4.1	R4.3.31	君津木更津医師会
3	田中 計	たなかハートクリニック	293-0001	富津市大堀4-1-24	0439-80-1137	在宅医療・介護連携	R2.4.1	R4.3.31	君津木更津医師会
4	川口 哲也	東病院	293-0001	富津市大堀2114	0439-87-0165	認知症施策	R2.4.1	R4.3.31	君津木更津医師会
5	細井 尚人	袖ヶ浦さつき台病院	299-0246	袖ヶ浦市長浦駅前5-21	0438-62-1113	認知症施策	R2.4.1	R4.3.31	袖ヶ浦さつき台病院
6	熊切 篤	熊切歯科医院	293-0001	富津市大堀1830	0439-87-6480	在宅医療・介護連携	R2.4.1	R4.3.31	君津木更津歯科医師会
7	水町 裕義	水町歯科医院	293-0005	富津市上飯野1691	0439-87-3366	認知症施策	R2.4.1	R4.3.31	君津木更津歯科医師会
8	大島 拓二郎	大塚薬局 湊店	299-1607	富津市湊490-1	0439-80-7277	在宅医療・介護連携	R2.4.1	R4.3.31	君津木更津薬剤師業業会
9	丸 尚子	丸薬局	293-0042	富津市小久保2759	0439-65-4767	在宅医療・介護連携	R2.4.1	R4.3.31	君津木更津薬剤師業業会
10	宮野 京子	たんぼぼ薬局	293-0001	富津市大堀4-1-21	0439-80-3777	認知症施策	R2.4.1	R4.3.31	君津木更津薬剤師業業会
11	土屋 礼江	君津中央病院大佐和分院	293-0036	富津市千種新田710	0439-65-1251	在宅医療・介護連携	R2.4.1	R4.3.31	君津中央病院大佐和分院
12	鈴木 智子	君津中央病院大佐和分院	293-0036	富津市千種新田710	0439-65-1251	認知症施策	R2.4.1	R4.3.31	君津中央病院大佐和分院
13	夏目 剛志	君津中央病院大佐和分院	293-0036	富津市千種新田710	0439-65-1251	在宅医療・介護連携	R2.4.1	R4.3.31	君津圏域PT・OT・ST連絡協議会
14	牧 達人	介護老人保健施設わかくさ	293-0041	富津市上335-1	0439-80-5678	認知症施策	R2.4.1	R4.3.31	君津圏域PT・OT・ST連絡協議会
15	秋川 裕康	セントケア富津	293-0035	富津市西大和田916	0439-80-5393	在宅医療・介護連携	R2.4.1	R4.3.31	セントケア千葉(株)
16	有江 直樹	つつじ苑居宅介護支援事業所	293-0005	富津市上飯野1426-3	0439-87-6102	在宅医療・介護連携	R2.4.1	R4.3.31	富津市ケアマネジャー協議会
17	和泉 喜章	いずみ福祉サービス	299-1607	富津市湊493-6	0439-67-0389	在宅医療・介護連携	R2.4.1	R4.3.31	富津市ケアマネジャー協議会
18	早川 清子	セントケア富津	293-0035	富津市西大和田916	0439-80-5393	認知症施策	R2.4.1	R4.3.31	富津市ケアマネジャー協議会
19	古堀 真由美	介護老人保健施設わかくさ	293-0041	富津市上335-1	0439-80-5678	在宅医療・介護連携	R2.4.1	R4.3.31	介護老人保健施設わかくさ
20	尾崎 睦子	富津地区地域包括支援センター	293-0012	富津市青木2-16-14	0439-29-6582		R2.4.1	R4.3.31	富津地区地域包括支援センター長
21	三枝 裕文	大佐和地区地域包括支援センター	293-0042	富津市小久保2888	0439-29-6770		R2.4.1	R4.3.31	大佐和地区地域包括支援センター長
22	藤野 雅一	天羽地区地域包括支援センター	299-1607	富津市湊533-4	0439-70-6150		R2.4.1	R4.3.31	天羽地区地域包括支援センター長
23	藤寄 勉	富津市健康づくり課	293-8506	富津市下飯野2443	0439-80-1268		R2.4.1	R4.3.31	健康づくり課長
24	池田 剛和	富津市介護福祉課	293-8506	富津市下飯野2443	0439-80-1300		R2.4.1	R4.3.31	介護福祉課長

根拠規定:富津市在宅医療・介護連携推進会議設置要綱第3条

令和2年度に初めて委員に就任された方

**改正**

平成30年4月1日告示第53号

富津市在宅医療・介護連携推進会議設置要綱

(設置)

**第1条** 市は、在宅医療及び介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい在宅生活を続けることができるよう、在宅医療及び介護の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）を推進し、もって在宅医療及び介護を一体的に提供できる体制を構築するため、富津市在宅医療・介護連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 連携推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地域の医療及び介護の資源の把握に関すること。
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出及び対応策の検討に関すること。
- (3) 切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制の構築推進に関すること。
- (4) 医療関係者及び介護関係者の情報共有の支援に関すること。
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援に関すること。
- (6) 認知症施策に関すること。
- (7) 医療関係者及び介護関係者の研修に関すること。
- (8) 地域住民への普及啓発に関すること。
- (9) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、在宅医療・介護連携について必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 連携推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護関係者
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 地域包括支援センター長の職にある者
- (5) 次に掲げる職にある者

ア 健康福祉部健康づくり課長

イ 健康福祉部介護福祉課長

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年以内で市長の定める期間とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 連携推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連携推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 連携推進会議の会議（以下本条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会長は、会議に際し、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴取し、又はその者に必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、必要に応じて会議の結果の報告を会長に求めることができる。

(ワーキンググループ)

**第7条** 連携推進会議は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 在宅医療・介護連携に関する課題の整理及び対応策の検討に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、連携推進会議から求められた事項の検討に関すること。

3 ワーキンググループは、会長が指名する委員（以下「グループ員」という。）をもって構成する。

4 ワーキンググループにグループ長及び副グループ長を置き、グループ員の互選によりこれを定める。

5 副グループ長は、グループ長を補佐し、グループ長に事故があるとき又はグループ長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条第1項及び第2項の規定は、ワーキンググループの会議について準用する。

7 グループ長は、ワーキンググループの会議における協議結果を連携推進会議に報告しなければならない。

(守秘義務)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 連携推進会議又はワーキンググループ（以下「連携推進会議等」という。）の会議に出席した委員以外の者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

**第9条** 連携推進会議等の庶務は、健康福祉部介護福祉課において処理する。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、連携推進会議等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成30年4月1日告示第53号）

この告示は、公示の日から施行する。

高 第 5 5 1 号  
令和 2 年 6 月 1 8 日

各市町村  
認知症施策主管課長 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長  
(公印省略)

令和 2 年度千葉県認知症地域医療支援事業における  
普及啓発推進事業について (照会)

県では地域住民や認知症の人の家族、介護サービス関係者等に対して、認知症医療に係る正しい知識の普及を推進するため、認知症サポート医による「千葉県認知症地域医療支援事業 (普及啓発推進事業)」を実施しております。

つきましては、貴市町村において実施の希望がありましたら、別紙を確認の上、回答くださるようお願いいたします。

なお、希望多数の場合は過去の実施状況や地域バランスを踏まえ調整させていただきますので、その旨御了承願います。

担当 :  
千葉県健康福祉部高齢者福祉課  
認知症認知症対策推進班 大関  
TEL 043-223-2237  
E-mail:kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp

## 1 募集内容

- (1) 対象：地域住民、認知症の人の家族や介護サービス関係者等
- (2) 実施内容：認知症の医療に係る正しい知識の普及のための講演会やシンポジウム、認知症カフェでの講演や相談、パンフレット作成に係るアドバイス等
- (3) 実施期限：令和3年2月28日（日）まで
- (4) 講師：認知症サポート医  
※各市町村で講師（サポート医）を決定してください。  
やむを得ず申込時に未定の場合は、その理由と決定予定時期を記載してください。

## 2 費用負担

- (1) 報償費及び旅費：認知症サポート医への報償費及び旅費については、県負担
- (2) その他経費：市町村負担

## 3 回答様式

別添様式に必要事項を記載の上、下記メールアドレス宛て御回答ください。

メールアドレス：[kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp)

## 4 回答期限：令和2年7月17日（金）

## 5 留意事項

- (1) 希望多数の場合は、過去の実施状況や地域バランスを踏まえ調整させていただきますので、その旨御了承願います。
- (2) 本事業は「認知症サポート医」による普及啓発推進事業です。サポート医以外の医師単独による講演会等は該当しません。
- (3) 認知症サポート医への報償費及び旅費の支払い業務については、千葉県医師会へ委託しており、千葉県医師会の規定に基づき支払います。
- (4) 「1 募集内容」に記載されている対象や内容等と異なる申込みがあった場合、対象外となりますので御注意ください。

千葉県健康福祉部 高齢者福祉課 認知症認知症対策推進班 大関 宛て  
E-mail : kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp

令和 2年 月 日

**千葉県認知症地域医療支援事業（普及啓発推進事業）  
活用希望調査票**

市 町 村 名		
担 当 者	担 当 部 署 名	
	氏 名	
	電話番号 (内線番号)	
	F A X 番 号	
	E - m a i l	

事 業 名		
開 催 時 期	令和 年 月 日 ( )	
対 象	人	
認知症サポート医	※ 『未定』の場合は決定予定時期も記載願います ( )	
(内 容)		

※ 複数ある場合は、事業ごとに調査票を作成してください。

※ 詳細未定の場合は、およその見込で結構です。ただ、認知症サポート医の「未定」については、理由により優先順位が下がる場合もございますので御注意ください。

千葉県健康福祉部 高齢者福祉課認知症認知症対策推進班 大関 宛て  
E-mail : kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp

令和 年 月 日

千葉県認知症地域医療支援事業（普及啓発推進事業）  
活用希望調査票

市 町 村 名	〇〇市		
担 当 者	担 当 部 署 名	〇〇〇〇〇課	
	氏 名	〇〇 〇〇	
	電話番号（内線番号）	〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	
	F A X 番 号	〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	
	E - m a i l		

事 業 名	認知症普及啓発事業「市民フォーラム」
開 催 時 期	令和3年〇〇月〇〇日（〇）
対 象	一般市民 〇〇人
認知症サポート医	※ 『未定』の場合は理由を記載願います （未定：現在、認知症サポート医と調整中のため。11月中に決定予定）
<p>（内 容）</p> <p>一般市民を対象に認知症の正しい理解の普及啓発について、認知症専門医による講演等を行う。</p> <p>講演内容</p> <p>1 認知症サポート医の講演（60分 質疑応答含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症という病気について</li> <li>・ 認知症の人への接し方</li> </ul> <p>2 グループワーク</p>	

※ 複数ある場合は、事業ごとに調査票を作成してください。

※ 詳細未定の場合は、おおよその見込で結構です。ただ、認知症サポート医の「未定」については、理由により優先順位が下がる場合もございますので御注意ください。

健福第438号  
令和2年6月24日

各関係団体・関係機関の長様

千葉県健康福祉部長  
(公印省略)

令和3年度地域医療介護総合確保基金に係る事業提案の募集について

本県の健康福祉行政の推進につきましては、日頃、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、平成26年度に創設された地域医療介護総合確保基金を積極的に活用しながら、医療・介護サービスの提供体制の構築に向けた計画を策定し、事業を実施していくこととしております。

つきましては、令和3年度実施を想定した提案事業がありましたら、下記により御提出くださいますようお願いいたします。

記

1 提案方法

別紙様式「地域医療介護総合確保基金の活用に係る事業提案書（令和3年度事業分）」（必要に応じ別添理由書を含む）を電子メールにて提出願います。

2 提出先 千葉県健康福祉部健康福祉政策課地域医療構想推進室

メールアドレス [chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp)

3 提出期限 令和2年7月27日（月）

4 留意事項

(1) 事業提案に当たっては、別紙「地域医療介護総合確保基金に係る事業提案の募集について（令和3年度事業分）」を参照してください。

(2) 様式は、千葉県ホームページ「健康福祉政策課地域医療構想推進室」のページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/iryo-kaigo.html>

【連絡先】

健康福祉政策課地域医療構想推進室 辻内

TEL : 043-223-2457

Mail : [chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp)

## 地域医療介護総合確保基金に係る事業提案の募集について (令和3年度事業分)

### 1. 地域医療介護総合確保基金の概要

平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」において、団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望し、医療介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度が創設されました。

この制度では、県に消費税増収分を財源とする基金（地域医療介護総合確保基金。以下「基金」という）を設置するとともに、県は地域の実情に応じて県計画を作成し、基金を活用して医療及び介護の総合的な確保に取り組むこととされています。

### 2. 提案募集の主旨

基金の活用にあたっては、毎年度「千葉県計画」を策定し、計画に基づき事業を実施します。

この度は、令和3年度千葉県計画の策定にあたり、計画事業について提案募集を行うものです。

事業提案については、下記の2点について御留意をお願いいたします。

- ① 国の方針により、医療分野については、別添1「事業例（国の標準事業例）一覧（医療分）」により、事業を提案すること。標準事業例にない事業提案については、別途説明が必要なこと。
- ② 新規の事業提案を求めているため、別添3-2「令和2年度計画事業一覧（案）」として既に実施を予定されているものは原則提案の必要はないこと。

### 3. 対象事業等

#### (1) 対象事業

基金では、国で定めた「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に即した以下の項目に該当する事業が対象となります。

利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築していくことを目標に、以下の対象事業に合致する事業について御提案をいただきますようお願いいたします。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業（※1）
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ⑥ 勤務医の働き方改革の推進に関する事業（※2）

なお、対象事業の詳細については、別添1「事業例（国の標準事業例）一覧（医療分）」及び別添2「事業例一覧（介護人材確保分）」を参照してください。

※1 「③ 介護施設等の整備に関する事業」については、市町村が「第8期介護保険事業計画」の事業見込量を取りまとめた上で、県あてに提出することとなりますので、令和3年度以降整備を予定する事業者におかれましては、当該市町村あて御連絡願います。

※2 国の標準事業例が示されていないことから、今後標準事業例等が示された場合、それに合致しないときには基金事業として適当とならない場合があります。

(2) (1)のうち①、②、④の医療分野については、国から標準事業例及び標準単価が示されており（別添1「事業例（国の標準事業例）一覧（医療分）」参照）、原則としてこの標準事業例等に該当する事業を計上することとなります。

また、これに該当しない事業を計上する場合には、基金事業として適当とされる理由を確認する必要があります。⑥の場合は必ず理由を付してください。

今年度は、この標準事業例と関連付け、以下のア～ウに該当する事業を提案の対象とします。ア及びウに該当する場合は、必要に応じヒアリングを実施します。

ア 国の標準事業例に該当し、「令和2年度計画事業一覧（案）」に掲載されていない。

イ 国の標準事業例に該当し、「令和2年度計画事業一覧（案）」に掲載されているが、既存事業の拡充を目的とした事業である。

ウ 国の標準事業例に該当しないが、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業、医療従事者の確保に関する事業、勤務医の働き方改革の推進に関する事業であり、基金事業として適当である。

(3) (1)のうち⑤については、別添2「事業例一覧（介護人材確保分）」を参照し提案いただき、必要に応じヒアリングを実施します。

#### 4. 提出期限

令和2年7月27日（月） 必着

#### 5. 提出方法

別紙様式「地域医療介護総合確保基金の活用に係る事業提案書（令和3年度事業分）」に記載の上、電子メールにより提出してください。また、3（2）に記載のとおり、医療分野でウに該当する事業については、別添理由書も併せて提出してください。

\*様式は、千葉県ホームページ「健康福祉政策課地域医療構想推進室」のページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/iryo-kaigo.html>

#### 6. 医療分野に関するヒアリングについて

医療分野の事業のうち、ア及びウに該当する事業については、以下の事項を確認したうえで、必要に応じヒアリングを行います。

- ・アについては、令和2年度計画事業との関与の有無。
- ・ウについては、理由書の内容。

## 7. 留意事項

### (1) 対象とならない事業

医療・介護サービスの提供体制の改革と関連がないものや、診療報酬や介護報酬、その他の補助金で措置されているものは、原則対象外です。

また、別添3-2「令和2年度計画事業一覧（案）」に掲載されている既存事業については、事業提案いただく必要はありません。

在宅医療と介護の連携に関する事業については、内容によっては市町村が実施する介護保険法の地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）に該当することから、基金事業に該当しないことがありますので、提案に当たっては所在市町村等と御相談いただくようお願いいたします。

### (2) 事業者負担

特定の事業者の資産形成につながる事業については、必ず事業者負担を求めます。

### (3) 調達方法

事業実施にあたり、調達を行う場合には、一般競争入札を原則とします。

## 8. 提案書の取扱い

御提案いただきました事業を参考に、「地域の医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する千葉県計画」を策定してまいります。

なお、今回の事業提案の募集はあくまで計画策定の参考とするものであり、県において計画策定、国から交付金を交付された後、補助事業等として事業化した上で実施していきます。

そのため、御提案いただいた事業が計画に採用されたとしても、事業採択されたというものではございませんので、御注意ください。

## 9. 令和3年度計画に係るスケジュール（予定）

令和2年7月27日	各関係団体等からの事業提案〆切
令和2年7月下旬	提案事業のうち該当する案件に対するヒアリング調整
令和2年8月	県計画（案）の検討（ヒアリングの実施）

※ 国への計画提出等のスケジュールは未定です

## 10. 提出先・問合せ先

千葉県健康福祉部 健康福祉政策課 地域医療構想推進室

担当 辻内

電話 043-223-2457 F A X 043-222-9023

メール chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

区分	NO	事業名	事業の概要
1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業			
(1) 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備等			
	1	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。
	2	精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。
	3	がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。
	4	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。
	5	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。
	6	妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。
	A	(上記以外の事業)	
2. 居宅等における医療の提供に関する事業			
(1) 在宅医療を支える体制整備等			
	7	在宅医療の実施に係る拠点の整備	市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。
	8	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費(調整等を図るための人員雇用分等)や会議費などに対する支援を行う。
	9	在宅医療推進協議会の設置・運営	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置、訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。
	10	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師(市町村主管部門、保健所等)に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	11	かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。
	12	訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施	訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	13	認知症ケアバスや入退院時の連携バスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ(認知症ケアバス)等の検討を支援する。
	14	認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。
	15	早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。
	B	(上記以外の事業)	

区分	NO	事業名	事業の概要
(2) 在宅医療(歯科)を推進するために必要な事業等			
	16	在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
	17	在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進	現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単体だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。
	18	在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。
	19	在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
	20	在宅歯科患者搬送車の設備整備	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関(在宅療養支援歯科診療所等)でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。
	21	在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。
	C	(上記以外の事業)	
(3) 在宅医療(薬剤)を推進するために必要な事業等			
	22	訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知	これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。
	23	在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。
	24	終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。
	D	(上記以外の事業)	
3. 医療従事者の確保に関する事業			
(1) 医師の地域偏在対策のための事業等			
	25	地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
	26	医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
	27	地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。
	E	(上記以外の事業)	
(2) 診療科の偏在対策、医科、歯科連携のための事業等			
	28	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。
	29	小児専門医等の確保のための研修の実施	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
	30	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
	31	医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
	F	(上記以外の事業)	
(3) 女性医療従事者支援のための事業等			
	32	女性医師等の離職防止や再就業の促進	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
	33	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。また、今後、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。
	34	女性薬剤師等の復職支援	病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師(特に女性)の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。
	G	(上記以外の事業)	

区分	NO	事業名	事業の概要
(4) 看護職員等の確保のための事業 等			
	35	新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
	36	看護職員の資質の向上を図るための研修の実施	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
	37	看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
	38	離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
	39	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
	40	看護職員が都道府県内に定着するための支援	地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。
	41	医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。
	42	看護師等養成所の施設・設備整備	看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初年度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
	43	看護職員定着促進のための宿舎整備	看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
	44	看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
	45	看護職員の就労環境改善のための体制整備	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
	46	看護職員の勤務環境改善のための施設整備	病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。
	47	歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
	48	地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援	地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。
	H	(上記以外の事業)	
(5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等			
	49	勤務環境改善支援センターの運営	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。
	50	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等)	計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
	51	有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援	病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。
	52	休日・夜間の小児救急医療体制の整備	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
	53	電話による小児患者の相談体制の整備	地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
	54	後方支援機関への搬送体制の整備	救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。
	I	(上記以外の事業)	
6. 勤務医の働き方改革の推進に関する事業			
	J	(標準事業例が示されていないことから、標準事業例以外の事業と同様に理由を付すこと)	国の標準事業例が示されていないことから、今後標準事業例等が示された場合、それに合致しないときには基金事業として適当とならない場合があります。

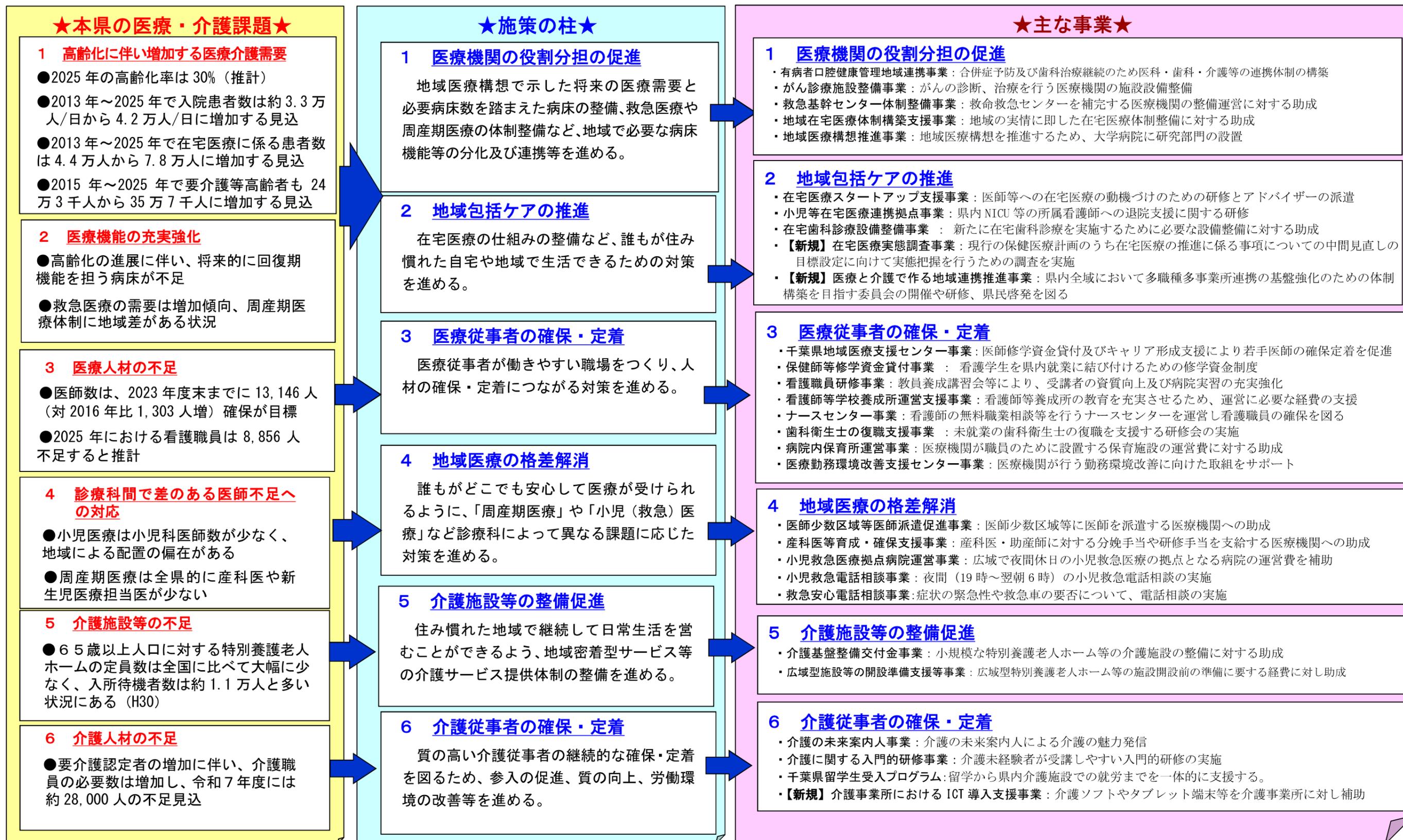
大項目	中項目	NO	小項目	基金対象となる事業内容
基本整備	基盤整備	1	介護人材確保対策連携強化事業(協議会設置等)	都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、①施策の検討に当たっては事前調査・関係者へのヒアリング等の実施、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業(経済団体)、教育機関、PTA、メディアなどで構成されるプラットフォーム(協議会等)を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案を行うとともに、②検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進、③施策の実施にあたっては、横断的な施策の総合調整の実施や介護ロボットやICTなど専門的な知識を必要とする施策に係る有識者からの助言などの経費に対して助成する。 なお、介護分野で働く看護職員、PT、OT、ST等の確保・定着へ向けた取組も対象となる。
		2	市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業	市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を図り、施策の検討、推進及び評価等を行うための協議会の設置等のための経費に対して助成する。
		3	人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。
参入促進	介護人材の「すそ野」拡大	4	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	「介護の3つの魅力(「楽しさ」、「広さ」、「深さ」)」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。
		5	若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業	将来の担い手たる若者(小中学生・高校生・大学生・就活中の者等)や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対し助成する。
		6	助け合いによる生活支援の担い手の養成事業	イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業 高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。
				ロ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業 地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に対して助成する。
				ハ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業 若者層、中年年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与することにより介護分野での社会参加・就労活動を推進するための経費に対して助成する。
		7	介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業	介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行うための経費に対し助成する。
	8	介護未経験者に対する研修支援事業	介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成(他制度において支援を受けている者は除く。)する。	
	介護人材の「すそ野」拡大	9	ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業	社会活動(ボランティア)を通じて介護分野に関心を持った中高年齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。
		10	介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進	高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した職場体験の実施に係る経費に対し助成する。
		11	介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業	訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。
	12	多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業	若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者(キャリア支援専門員)を配置し、 ・求人側への訪問等による求人条件の改善指導 ・求職者のニーズ把握による多様な条件(賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等)の提示 ・入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付 を行うための経費に対し助成する。また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からのI・U・Jターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。	
	介護人材の「すそ野」拡大	介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業	イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。	
ロ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業 元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する経費に対して助成する。				
ハ 介護の周辺業務等の体験支援 介護に関する入門的研修の受講者(以下「介護入門者」という。)等に対する、身体介護以外の支援(掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。)等に関する体験的職場研修(体験前の説明会やOJT研修を含む。)、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対し助成する。				

大項目	中項目	NO	小項目	基金対象となる事業内容	
参入促進	介護人材の「すそ野」拡大	13	介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業	二 生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業 訪問介護分野における介護人材のすそ野の拡大を推進するため、生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。	
		14	将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。	
		15	外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業	イ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業 介護の専門職である介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金の給付等に係る経費の一部について助成する。 ロ 外国人介護福祉士資格の取得を目指す留学生及び特定技能1号外国人等の外国人介護人材と受入介護施設等とのマッチング支援事業 介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生や特定技能1号外国人等の外国人介護人材の受入れを円滑に進めるため、介護福祉士養成施設と留学希望者、また、介護施設等と特定技能1号による就労希望者等とのマッチングを適切に行うためへの留学や日本の介護現場での就労を希望する者と介護施設等とのマッチングとして、留学希望者等からの情報収集や日本の受入介護施設等に関する情報提供などの実施に必要な経費について助成する。	
キャリアアップ研修への支援	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	16	イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。 さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。 また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。 ロ 介護キャリア段階におけるアセッサー講習受講支援事業 介護職員の資質向上と介護事業所におけるOJTの推進を図るため、介護キャリア段階におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。 ハ 介護支援専門員資質向上事業 介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。		
		17	喀痰吸引等研修の実施体制強化事業	医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。	
		18	介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業	研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。（本項における他の事業で助成される経費を除く。）	
	資質の向上	の替研修 支援の確保 員代	19	各種研修に係る代替要員の確保対策事業	介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。
		の潜在 再就職 有業 資格 促進 者	20	潜在介護福祉士の再就業促進事業	潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。
		21	離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業	離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査の経費に対し助成する。	
地域包括ケア構築のための広域的人材育成	22	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。 ロ チームオレンジコーディネーター研修等事業 チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための経費に対して助成する。		
		地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材（生活支援コーディネーター）育成等のほかそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等）の資質向上を支援するための経費に対し助成する。		
	24	権利擁護人材育成事業	イ 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業 認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。 ロ 介護相談員育成に係る研修支援事業 都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成するための研修を実施する経費に対して助成する。		
		25	介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業	都道府県又は市町村単位の県医師会又は郡市区等医師会及びリハビリテーション関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。	

大項目	中項目	NO	小項目	基金対象となる事業内容		
労働環境・処遇の改善	長期定着支援	26	介護職員長期定着支援事業	イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業 介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。		
				ロ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業 介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。		
				ハ 若手介護職員交流推進事業 若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。		
	力人の材強化	27	新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業	介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。		
				28	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 ・介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進 ・女性が働き続けることのできる職場づくりの推進 ・ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及 など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。 なお、情報共有のためのPCやモバイル機器の購入費用については、本事業の対象としていない。
						ロ 介護ロボット導入支援事業 現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。
	29	雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業	ハ ICT導入支援事業 介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。			
			ニ 介護事業所に対する業務改善支援事業 ①第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の助成 厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。 ・人材不足に関連した課題を解決することが急務であること ・その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資するものであること ②都道府県等が開催する介護現場革新会議で必要と認められた経費の助成 都道府県等が開催する介護現場革新会議において、必要と認められる取組に要する経費の一部に対して助成する。			
	子育て支援	30	介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業	イ 介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。 ※雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型 保育事業助成金）の支給を受けている介護施設・事業所対象外。		
				ロ 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業 介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業者がその費用の一部を負担する際の経費に対し助成する。		
ハ 子育て支援のための代替職員のマッチング事業 介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費に対し助成する。						
31		外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスクア等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。 なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。			
	32		外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスクア等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。 なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。		
33		外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業		外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスクア等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。 なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。		
	34		外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスクア等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。 なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。		
地域等支援		離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業		人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、①地域外からの就職の促進（赴任旅費、引越等に係る費用の助成）、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘、②介護従事者の資質向上の推進、③高齢者の移動を支援する担い手の確保を行うために必要な経費に対して助成する。		
	人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、①地域外からの就職の促進（赴任旅費、引越等に係る費用の助成）、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘、②介護従事者の資質向上の推進、③高齢者の移動を支援する担い手の確保を行うために必要な経費に対して助成する。					

# 令和 2 年度医療介護総合確保計画（案）の概要

全体目標：安心して質の高い医療・介護サービスが受けられ、最期まで自分らしく生きられる千葉県を目指して



令和2年度計画事業一覧（案）

別添3-2

施策目標	番事業	計画事業名	事業概要
目標① 医療機関の 役割分担の 促進	1	がん診療施設整備事業	がんの診断、治療を行う医療機関の施設設備整備に対して助成する。
	2	有病者口腔健康管理地域連携事業	がん患者等の口腔衛生状態の向上により、合併症の予防・軽減を図るとともに、退院後も継続的に歯科医療が受けられるように、医科・歯科・介護等の連携体制を構築する。
	3	救急基幹センター体制整備事業	救命救急センターを補完する医療機関の整備運営に対して助成する。
	4	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業	不足する病床機能の転換等に資する施設設備整備に対して助成を行う。
	5	地域在宅医療体制構築支援事業	地域の医療体制を踏まえた在宅医療提供体制構築のために地区医師会が行う取組に対する費用の助成及び訪問看護ステーションの設置に対する助成。
	6	【拡充】地域医療構想推進事業	地域医療構想に基づく医療機関の役割分担と連携を推進するため、千葉大学医学部附属病院に研究部門を設置する。また、地域医療構想アドバイザー（県が推薦し、厚生労働省内のチームに所属する）の会議経費等の支援を行う。
目標② 地域包括ケ アの推進	7	【新規】医療と介護で作る地域連携推進事業	地域の実情に合わせた入退院支援の仕組みづくりのこれまでのモデル地域を踏まえ、県内全域において多職種多事業所連携の基盤強化のための体制構築を目指す委員会の開催や研修、県民啓発を図る。
	8	地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	急性期から地域生活（在宅）期まで切れ目のない適切なリハビリテーションを提供することができる体制を構築するため、関係機関からなる協議会を開催するとともに、地域リハビリテーション支援拠点病院において多職種・多機関のネットワークづくり、適切なリハビリ導入をコーディネートできる人材の育成等を行う。
	9	在宅医療推進支援事業	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進多職種連絡協議会」を設置し、職域を超えた連携体制のあり方や課題、対策について意見交換や協議を実施する。
	10	在宅歯科医療連携室整備事業	在宅歯科診療の推進のため、在宅歯科診療に関する相談や在宅歯科診療所の紹介、在宅歯科診療機器の貸出等を行う在宅歯科医療連携室の設置及び運営。
	11	在宅歯科診療設備整備事業	新たに在宅歯科診療を実施するために必要な設備整備及び在宅歯科医療における医療安全体制を確立するための設備整備に対して助成する。
	12	小児等在宅医療連携拠点事業	県内のNICU周産期新生児科所属看護師等を対象とし、退院支援及び退院後の訪問看護に関する研修を実施し、NICU等に入院している障害児の在宅生活への円滑な移行を支援する。
	13	地域に根ざした薬剤師・薬局定着・養成事業	地域の薬剤師の在宅医療への参加と市町村や訪問看護ステーションとの連携を促進するため、薬剤師会が実施する実地研修事業や、多職種向け研修プログラムの作成、医療機器購入事業に助成する。併せてかかりつけ薬局・薬剤師の普及啓発を行う。
	14	在宅医療スタートアップ支援事業	医師等に在宅医療を実施するための動機づけ、必要な知識、在宅診療の経営等に関する研修を行い、研修を受講した医師を対象に、在宅診療の経営等について個別の診療所の状況に応じた助言を行うためにアドバイザーを派遣する。
	15	【新規】在宅医療実態調査事業	現行の保健医療計画のうち在宅医療の推進に係る事項についての中間見直しの目標設定に向けて実態把握を行うための調査を実施。
	目標③ 医療従事者 の確保・定 着	16	千葉県地域医療支援センター事業（医師キャリアアップ・就職支援センター事業）
17		女性医師等就労支援事業	育児と仕事を両立しつつ働きやすい職場環境の普及を図るため、女性医師等就労支援の取組に必要な経費に対して助成する。
18		歯科衛生士復職支援研修事業	未就業の歯科衛生士に対して復職を支援し、かつ、在宅歯科診療の知識と技術を習得するための研修会を開催することで、在宅歯科医療を推進する専門人材の育成を図る。
19		看護職員研修事業	教員養成講習会、実習指導者講習会を行うことにより、受講者の資質向上及び病院実習の充実強化を図る。
20		新人看護職員研修事業	新人看護職員研修ガイドラインに沿った新人看護職員に対する研修を実施する医療機関への助成、新人看護職員合同研修及び新人担当者研修の実施により、看護の質向上及び早期離職防止を図る。
21		看護師等学校養成所運営支援事業	看護師等養成所の教育を充実させるため、養成所の運営に必要な経費に対して助成する。
22		看護学生実習病院確保事業	新たに看護学生の実習を受け入れる、又は拡充する場合の経費に対して助成する。
23		保健師等修学資金貸付事業	県内の医療機関で就業する看護職員を確保するため、県内外の看護学生に対する修学資金の貸付を行う。
24		ナースセンター事業	看護職の無料職業相談や再就業講習会・相談会、看護についてのPR、進路相談等を行うナースセンターを運営し、看護職員の確保を図る。
25		医療勤務環境改善支援センター事業	各医療機関が行う勤務環境改善に向けた取組を促進するため、専門のアドバイザーを配置するとともに、研修を開催する等により、医療機関を総合的にサポートする。
26		病院内保育所運営事業	病院等で勤務する職員のために医療法人等が行う、保育施設の運営のために必要な経費に対して助成する。

施策目標	番事業号業	計画事業名	事業概要
目標④ 地域医療の 格差解消	27	医師少数区域等医師派遣促進事業	医師少数区域等に所在する医療機関に医師を派遣する医療機関への助成を行う。
	28	産科医等確保支援事業	産科・産婦人科医及び助産師に分娩手当等を支給して処遇改善等に取り組む医療機関に対して助成する。
	29	産科医等育成支援事業	初期臨床研修修了後、産科における後期研修を選択する医師に研修手当を支給する医療機関に対して助成する。
	30	新生児医療担当医確保支援事業	新生児医療に従事する医師に対して新生児担当手当を支給する医療機関に対して助成する。
	31	小児救急地域医師研修事業	小児科医師、内科医師等を対象として行う小児救急医療及び児童虐待に関する研修を委託する。
	32	小児救急医療拠点病院運営事業	広域を対象に、休日及び夜間における小児救急医療の拠点となる病院の運営費に対して助成する。
	33	小児救急医療支援事業	市町村等が小児救急医療のため病院輪番制方式により休日及び夜間における入院医療体制を整備した場合に、その運営費に対して助成する。
	34	小児救急電話相談事業	夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、看護師・小児科医師が保護者等からの電話相談に応じ、症状に応じた適切な助言等を行う電話相談事業を委託する。
	35	救急安心電話相談事業	夜間・休日における大人の急な病気やけがなどの際に、看護師等が電話相談に応じ、症状に応じた適切な助言等を行い、県民の不安解消や医療従事者の負担軽減を図る、電話相談事業を委託する。
目標⑤ 介護施設等 の整備促進	36	介護基盤整備交付金事業	小規模な特別養護老人ホーム等の介護施設の整備に対して助成を行う。
	37	広域型施設等の開設準備支援等事業補助	広域型特別養護老人ホーム等の施設開設前の準備に要する経費に対し助成する。
	38	地域密着型施設等の開設準備支援等事業交付金	小規模な特別養護老人ホーム等の介護施設等の開設前の準備に要する経費に対し助成する。
目標⑥ 介護従事者	介護人材確保対策事業（事業番号39～56）		
	39	福祉・介護人材参入促進事業	介護に対する理解を促進する介護体験やセミナー等を支援する。
	40	介護の未来案内人事業	介護の仕事の魅力についての情報発信を行う。
	41	職場体験事業	福祉・介護の仕事の魅力等を知るための職場体験を実施する。
	42	介護職員初任者研修受講支援事業	介護職員初任者研修等の受講料を支援する。
	43	介護に関する入門的研修事業	介護未経験者が受講しやすい入門的研修を実施する。
	44	福祉・介護人材マッチング機能強化事業	地域ごとの合同面接会等の開催を支援する。
	45	福祉・介護人材マッチング機能強化事業（委託）	福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、就職相談、就職説明会等を実施する。
	46	【新規】介護人材バンク事業	職業安定法第29条に基づく職業紹介事業を実施する市町村を支援する。
	47	福祉・介護人材キャリアパス機能強化事業	介護従事者等のスキルアップ等推進の研修等の開催を支援する。
	48	【新規】アセッサー講習受講支援事業(キャリアアップ研修支援)	介護人材のキャリアアップのためアセッサー講習を支援する。
	49	介護福祉士試験実務者研修及び認知症介護指導者養成研修に係る代替職員の確保事業	介護福祉士試験実務者研修等を受講する介護従事者の代替職員の確保費用を支援する。
	50	潜在有資格者等再就業促進事業	再就業が進むよう、介護サービスの知識や技術等を再認識するための研修等の開催を支援する。
	51	メンタルヘルスサポート事業	新人介護職員等に対する巡回相談等の定着支援を実施する。
	52	介護事業所内保育施設運営支援事業	保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）経費を支援する。
	53	外国人受け入れ施設支援事業	外国人介護福祉士等の受け入れを検討している施設等を対象に意見交換会を実施する。
	54	千葉県留学生受入プログラム（学費等支援）	介護職としての就労を希望する外国人留学生の学費や居住費に対し助成する。
	55	千葉県留学生受入プログラム（マッチング支援）	千葉県内で介護職として就労を希望する留学生と、外国人介護職員の受入を希望する介護施設等のマッチングを実施する。
56	外国人受入施設等の中堅管理者向け労務研修事業	介護施設等でのパワハラやセクハラを受けることによる離職を防ぐため、中堅管理者向けの研修を実施する。	

施策目標	番事業 号業	計画事業名	事業概要
		認知症の医療・介護人材育成事業（事業番号57～64）	
	57	認知症地域医療支援事業	医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修等を実施する。
	58	認知症初期集中支援チーム員研修事業	認知症の人や家族に対する早期診断等の支援体制を構築することを目的としたチーム員を養成する。
	59	認知症地域支援推進員研修事業	認知症地域支援推進員の活動の充実を図るための研修を実施する。
	60	認知症介護職員・指導者養成研修事業	事業所の管理者に義務付けられている認知症研修等を実施する。
	61	ちばコグニサイズ研修事業	コグニサイズ（認知症予防プログラム）の講習会の実施
	62	医療と介護の地域支援体制強化事業（人づくり）	認知症コーディネーター等の養成等のための研修を実施する。
	63	市民後見推進事業	市民後見人養成のための研修等を実施する。
	64	認知症介護実践者等養成事業	認知症介護の指導的立場にある者等への、適切なサービスの提供に関する知識習得を目的とした研修を実施する。
	65	元気高齢者の活躍サポート事業（地域のやる気支援事業）	高齢者の社会参加を促し、高齢者が地域の担い手として活躍できるよう生活支援の担い手養成を行う。
	66	訪問看護推進事業	在宅医療を支える訪問看護の理解促進のため、訪問看護に関する総合相談窓口の設置と訪問看護の普及啓発を実施するほか、病院の管理者を対象に、訪問看護の導入促進の講習会を実施する。また、病院から訪問看護ステーションへの看護師の出向を支援する。
	67	喀痰吸引等指導者養成研修事業	喀痰吸引・経管栄養の研修における指導者を養成する講習を実施する。
	68	【拡充】介護支援専門員専門研修（法定研修）	介護支援専門員指導者会議、研修向上委員会を開催する。
	69	介護支援専門員地域同行型研修事業	介護支援専門員の実務能力向上と、主任介護支援専門員の指導力向上のための実習型研修を実施する。
	70	喀痰吸引等登録研修機関整備事業	喀痰吸引研修の実施に必要な器具の整備費用に対して助成する。
	71	介護ロボット導入支援事業	介護ロボットの導入に要する費用に対して助成する。
	72	【新規】介護事業所におけるICT導入支援事業	介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための費用に対して助成する。

地域医療介護総合確保基金の活用に係る事業提案書(令和3年度事業分)

※事業提案(別紙様式)作成要領を参照し記入してください。

団体名				
担当者	所属	連絡先	電話番号	
	職		FAX	
	氏名		E-mail	

1 (優先度が高い順番に番号をふってください)	事業名							
	事業区分	医療分野		チェック欄	標準事業例番号	計画事業番号	介護分野	事業一覧番号
			ア					
			イ					
			ウ					
	※標準事業例番号欄には、別添1「事業例(国の標準事業例)一覧(医療分)」を、計画事業番号欄には別添3-2「令和2年度計画事業一覧(案)」を参考に該当する事業番号を記入してください。		※事業一覧番号欄には、別添2「事業例一覧(介護人材確保分)」を参考に該当する事業番号を記入してください。					
	事業の実施者(基金の交付先)							
	事業対象となる区域(該当圏域に☑)		<input type="checkbox"/> 県全域 <input type="checkbox"/> 千葉 <input type="checkbox"/> 東葛南部 <input type="checkbox"/> 東葛北部 <input type="checkbox"/> 印旛 <input type="checkbox"/> 香取海匝 <input type="checkbox"/> 山武長生夷隅 <input type="checkbox"/> 安房 <input type="checkbox"/> 君津 <input type="checkbox"/> 市原					
	地域の現状と課題		(現状)					
			(課題)					
事業のねらい(課題解決策)								
事業内容		(事業内容)						
		(積算内訳)						
事業の効果(2025年時点のイメージ、圏域又は県全体への波及効果等)								
事業の効果が及ぶ職種(該当職種に☑)		<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 看護職員 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 言語聴覚士 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 生活相談員 <input type="checkbox"/> ヘルパー <input type="checkbox"/> その他( )						
事業期間		令和 年 月 ~ 令和 年 月						
概算事業費(千円)	年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度以降	計	事業の提案状況	
	総事業費(千円)							<input type="checkbox"/> 今回初めて提案 <input type="checkbox"/> R元年度分以前の提案 <input type="checkbox"/> R2年度分事業提案(昨年度提案)
	基金充当額(千円)							

事業が複数ある場合は、事業ごとにファイルを分けて作成ください。A列に優先度が高い順に番号をご記入ください。

※(参考)セル内で改行するときは、改行したい位置で、[Alt]キーを押したまま[Enter]キーを押すと改行されます。